

情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書				事業年度	：	：	法人名							
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否														
旧措法第42条の12の7第4項若しくは第5項又は措法第42条の12の6第2項の該当項				1	第 項		第 項		第 項		第 項			
事業適応計画の認定を受けた日				2	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・			
事業 業 種 目				3										
情報技術事業適応設備及び生産工程	効 率 化 等 設 備 の 明 細 書	資 産 区 分	種 類	4										
			構造、用途、設備の種類又は区分	5										
			細 目	6										
			取 得 年 月 日	7	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・			
			事業の用に供した年月日	8	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・			
			取得価額又は製作価額	9	円		円		円		円			
取得価額	額	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10											
		差 引 改 定 取 得 価 額 (9)－(10)	11											
事業適応繰延	資産適応明細		支 出 年 月 日	12	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・			
支 出 し た 金 額				13	円		円		円		円			
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算														
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)				14	円		生 産 工 業 者 効 率 化 等 設 備	取得価額の合計額 (11)のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額				29	円	
情報技術事業適応設備	情 報 技 術 事 業 適 応 設 備	取 得 価 額 の 合 計 額 (11)のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額)	15					中 小 企 業 者 以 外 の 法 人	同上のうち中小企業者に係る額				30	
			同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額						同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額				31	
			税 額 控 除 限 度 額 (15)－(16)× $\frac{3}{100}$ ＋(16)× $\frac{5}{100}$						税 額 控 除 限 度 額 基 準 額 (30)－(31)× $\frac{10}{100}$ ＋(31)× $\frac{14}{100}$				32	
			当 期 税 額 基 準 額 (14)× $\frac{20}{100}$											
			当 期 税 額 控 除 可 能 額 (17)と(18)のうち少ない金額)						中小企業者以外 (29)のうち中小企業者以外の法人に係る額				33	
			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉔」)						同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものに係る額				34	
当 期 税 額 控 除 額 (19)－(20)				税 額 控 除 限 度 額 基 準 額 (33)－(34)× $\frac{5}{100}$ ＋(34)× $\frac{10}{100}$				35						
支 出 し た 金 額 の 合 計 額 (13)の合計)				22				生産工程効率化等設備税額控除限度額 (32)＋(35)				36		
事業適応繰延資産	事 業 適 応 繰 延 資 産	繰 延 資 産 税 額 控 除 限 度 額 (22)－(23)× $\frac{3}{100}$ ＋(23)× $\frac{5}{100}$	23					当 期 税 額 基 準 額 残 額 (14)× $\frac{20}{100}$ －(19)－(26)				37		
			同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用の額				当 期 税 額 控 除 可 能 額 (36)と(37)のうち少ない金額)				38			
			繰延資産税額控除限度額 (22)－(23)× $\frac{3}{100}$ ＋(23)× $\frac{5}{100}$				調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の㉔」)				39			
			当 期 税 額 基 準 額 残 額 (14)× $\frac{20}{100}$ －(19)				当 期 税 額 控 除 額 (38)－(39)				40			
			当 期 税 額 控 除 可 能 額 (24)と(25)のうち少ない金額)				法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (21)＋(28)＋(40)				41			
			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉔」)				27							
当 期 税 額 控 除 額 (26)－(27)				28										
機 械 設 備 等 の 概 要														

別表六(二十六) 令七・四・一以後終了事業年度分